

2 項組合員に関する取扱規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、電源開発生活協同組合（以下「組合」という。）の職域を退職した組合員が、定款第 6 条第 2 項の定めによる組合員として継続する場合の取扱いについて定める。

(退職組合員の定義)

第 2 条 職域を退職した組合員の定義は以下の通りとする。

- (1) 定年退職、早期退職制度利用後または役職定年後に自主退職した者
- (2) 継続雇用制度利用後に退職した者
- (3) 嘱託・建設職員・職員※1 で雇用契約期間を満了した者

※1 嘱託・建設職員・職員は規定による定年退職が無いことから、関係会社の早期退職開始年齢に準じ、50 歳以上で退職した場合を対象とする。

(継続加入条件)

第 3 条 継続加入の条件は次項の通りとする。

- 2 職域を退職する前に組合に 2 年以上の在籍があり、ライフサポートプランもしくは総合医療保障プラン、火災共済に加入しており、かつ、今後も継続して加入すること。
- 3 上記のほか、事業の利用が顕著で、理事会が承認したもの。
- 4 以下に該当する場合は、継続加入できないものとし、加入後であれば脱退とする。なお、これらの決定は理事会にて行う。

- (1) 退職組合員の定義に該当しない場合
- (2) 過去に、組合に対する利用代金等の未納または延滞があった場合
- (3) 組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をした場合
- (4) 組合が指定するクレジットカードによる利用代金の決済ができない場合、もしくはできなくなった場合
- (5) 届出義務を怠り、組合からの書面による連絡が取れない状態が 2 ヶ月以上続いた場合。この場合における 2 ヶ月の起算日は、当該書面に記した発信年月日とする。

(承認の手続き)

第 4 条 職域を退職した後、継続加入を希望する組合員は、職域退職日までに「2 項組合員承認申請書」（以下「申請書」という。）を組合に提出する。

- 2 第 2 条および第 3 条に定める条件を満たした者について、この組合の理事会において承認を受け組合員になることができる。ただし、この規則に定める継続加入条件に適合した者からの申請があったときには、申請があったときに承認されたものとみなし、理事会に事後報告することとする。

(届出義務)

第 5 条 本規則により「2 項組合員」となった場合、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等に変更があった場合及び第 3 条第 4 号に該当する状況となった場合は、速やかに組合に届けなければならない。

(利用の制限)

第 6 条 2 項組合員は、次の各号の事業について利用することは出来ないものとする。

- (1) ローン（パーソナルローン）
- (2) 生協ゴールドカード
- (3) その他、生協が個別の審査により利用制限を必要と判断した事業

(定めのない事項)

第 7 条 この規則に定めのない事項は、常務理事会で定め、理事会の承認を得るものとする。

(改 廃)

第 8 条 この規則の改廃は、理事会の議決による。

附 則【第 1 次改正】

(施行期日)

この規則は、令和 2 年 3 月 17 日から施行する。

附 則【第2次改正】

(施行期日)

この規則は、令和3年4月15日から施行する。